実質公債費比率	42.1 (25.0)	36.8 (25.0)	42.8 (25.0)	40.9 (25.0)	40.0 (25.0)	50.1	65.7	83.2	85.4	83.2	81.1
将来負担比率	1,164.0 (350.0)	1,091.1 (350.0)	922.5 (350.0)	891.3 (350.0)	816.1 (350.0)	850.7	832.1	776.3	780.8	699.5	630.9

（単位：％）

平成31年度（第11年度）	平成32年度（第12年度）	平成33年度（第13年度）	平成34年度（第14年度）	平成35年度（第15年度）	平成36年度（第16年度）	平成37年度（第17年度）	平成38年度（第18年度）	平成39年度（第19年度）	平成40年度（第20年度）	平成41年度（第21年度）
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
77.2	77.1	78.9	81.1	83.3	84.0	84.6	85.3	59.4	33.4	7.0
565.7	496.0	465.3	398.8	331.3	259.7	183.8	105.3	29.2	—	—

第８　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ

二　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意

○国土交通省告示第一号
国土交通省

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行に伴い、並びに同法律の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準の一部を改正する告示

（旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準）

第一条　本文中「エネルギーの使用に係る原単位」の下に「又は電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位」を加える。

（貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準）

第二条　本文中「エネルギーの使用に係る原単位」の下に「又は電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位」を加える。

附　則

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二号
国土交通省

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十二条第二項の規定に基づき、貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針を次のとおり定め、同項の規定に基づき公表し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月十七日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針

電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者（以下「電気使用貨物輸送事業者」という。）は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、電気の需要の平準化（以下「電気需要平準化」という。）に資する措置の実施を図るものとする。

電気需要平準化を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第５条第２項で指定する電気需要平準化時間帯は、７月１日から９月30日までの８時から22時まで、及び12月１日から３月31日までの８時から22時までとする。

電気使用貨物輸送事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で１から３までに掲げる貨物の輸送に係る電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施に努めるものとする。

電気需要平準化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

また、貨物の輸送に係る電気需要平準化に資する措置として、１から３までに掲げる措置以外の措置の実施を図る場合においても、運行本数の間引き、輸送時間の変更等は含まないことに留意するものとする。

なお、電気使用貨物輸送事業者が電気需要平準化に資する措置を実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員への負担の増加につながらないよう、十分留意するものとする。

１　電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する輸送用機械器具等を使用する時間の変更

⑴　電気を消費する輸送用機械器具及び民生用機械器具の使用時間の変更

①　鉄道により貨物の輸送を行う電気使用貨物輸送事業者は、駅施設における荷役作業を電気需要平準化時間帯以外の時間帯へ変更することを検討すること。

②　充電を要する電気を使用するトラックを用いて貨物を輸送する場合には、電気需要平準化時間帯における当該トラックの充電を軽減するため、当該トラックを使用する電気使用貨物輸送事業者は、充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯への変更を検討すること。この場合において、電気を使用するトラックの充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯に変更することも、電気を消費する輸送用機械器具の使用時間の変更の変更に準ずるものとして位置づけ、電気需要平準化に資する措置として実施することとする。